

## 国土強靱化 広報・普及啓発活動戦略

### 目次

1. はじめに	1
2. 広報戦略策定の背景・目的	1
3. これまでの国土強靱化の広報・普及啓発活動	2
4. これまでの取組における課題と改善の方向性	4
5. 基本方針	6
(1) 国土強靱化の理念や具体的な効果等のわかりやすい発信	
(2) 受け手の視点に立った情報発信・適切な媒体の活用	
(3) 関係機関による主体的・積極的な取組と一層の連携	
6. 具体的取組	8
(1) 内閣官房	
(2) 関係府省庁	
(3) 地方自治体	
(4) 民間企業・団体	
(5) 地域コミュニティ・家庭・個人	
7. おわりに	13

令和4年6月10日

内閣官房 国土強靱化推進室

## 1. はじめに

国土強靱化年次計画 2021(令和3年6月)において、「国土強靱化の広報・普及啓発活動の推進」を初めて項目として位置付けた。

具体的には、

- ・国土強靱化に関する広報・普及啓発活動の充実を図ること
  - ・これまでの取組の効果等を把握すること
  - ・広報・普及啓発の対象者を明確にして、戦略的に進めていくこと
- 等とし、その上で「国土強靱化広報・普及啓発活動戦略(仮称)を関係府省庁の協力も得て取りまとめる」としたところである。

内閣官房国土強靱化推進室(以下「内閣官房」という。)においては、国土強靱化広報・普及啓発活動戦略(仮称)(以下「広報戦略」という。)に位置付けるべき内容について検討を行うため、「国土強靱化の広報・普及啓発活動のあり方に関する検討会」(以下「検討会」という。)を設置し、検討を進めてきた。検討会は、地方自治体、経済団体等のヒアリングや、国土強靱化の認知度等に関するWeb アンケート調査などを実施し、令和4年1月17日に中間とりまとめを行った<sup>1</sup>。

中間とりまとめの内容を踏まえ、ここに、広報戦略を策定することとする。

## 2. 広報戦略策定の背景・目的

平成25年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が成立し、その後、基本法に基づく国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)の策定をはじめ、国土強靱化に関する取組が推進されてきた。令和2年12月には、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(以下「5か年加速化対策」という。)が閣議決定され、令和3年度からの5年間で追加的に必要となる事業規模おおむね15兆円により国土強靱化を推進していくこととされている。また、基本法に基づく国土強靱化地域計画(以下「地域計画」という。)は、令和4年6月1日現在で約97%の市区町村で策定済みとなっている。

このように、国や地方自治体の取組が進展する一方で、後述のWeb アンケート結果の通り、国土強靱化に関する国民全般の理解は必ずしも深まっているとは言えない状況にある。

---

<sup>1</sup> 国土強靱化の広報・普及啓発活動のあり方に関する検討会中間とりまとめ(令和4年1月17日)。全文、委員名簿及び後述のWeb アンケート結果等は内閣官房国土強靱化推進室のホームページに掲載している。

このため、今後の広報・普及啓発活動は、

- ① 国土強靱化の理念・考え方やその必要性について、国民全般の理解を醸成し、取組への共感を得ること
- ② それにより、国土強靱化の取組に対する社会の受容性を高め、また一人一人の行動変容を促して実際の取組につなげていくこと

を目指して、戦略的に進めていく。これにより、国や地方自治体、民間企業・団体等、様々な主体による国土強靱化の取組の円滑化と一層の連携を図っていくこととする。

### 3. これまでの国土強靱化の広報・普及啓発活動

国土強靱化とは、簡潔に述べれば「地震、津波、風水害などの大規模な自然災害に強い国づくり・地域づくりを目指すあらゆる取組」<sup>2</sup>である。その最大の目的は、基本計画に位置付けられているように「人命・財産を守る」ことであり、防災だけでなく、国土政策や産業政策も含む幅広い概念である。その取組の主体は、国や地方自治体だけでなく、民間企業・団体や、地域のコミュニティ、家庭や個人も含まれる、いわゆるハード・ソフトの両面の取組を指す用語である。しかしながら、この「国土強靱化」という用語は、一般になじみ深いものになっておらず、上記のような理解がなされていないことが多い。

日本は災害大国であり、南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震をはじめ、今後も大規模地震等の巨大災害の発生が予測されている。また、気候変動の影響により災害が激甚化・頻発化しており、近年も大規模な風水害が毎年のように発生している。仮に国土強靱化の取組が進展しない場合、例えば南海トラフ地震の被害推計は、人的被害は最大約 32.3 万人<sup>3</sup>、また経済被害は約 1,410 兆円<sup>4</sup>に及ぶとされている。まさに国難とも言うべき事態が起こり得るのである。その他にも巨大高潮や洪水、火山噴火等、様々な災害へ

<sup>2</sup> 「国土強靱化」は、基本法第1条では「事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり」と定義されている。また、基本計画においては、「国民生活・国民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほか、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが（中略）本計画では、まずは大規模な自然災害を対象とすることとした」とされている。

<sup>3</sup> 平成24年8月、内閣府防災担当。なお、令和元年6月の最新データに基づく再計算によって人的被害は約23万1千人とされた。

<sup>4</sup> 『「国難」をもたらす巨大災害対策についての技術検討報告書』（平成30年6月、土木学会会長特別委員会「レジリエンス確保に関する技術検討委員会」）による、経済被害と資産被害の合計額。

の備えを着実に進める必要がある。国土強靱化は一朝一夕に成し遂げられるものではなく、「国家百年の大計」として、将来の国土・地域の姿を見据え、継続的に取り組むべき施策である。

これまでに行われてきた広報・普及啓発活動としては、主に以下のようなものがあげられる。

まず、内閣官房においては、ホームページにおいて、国土強靱化に関する制度の枠組みをはじめ、「5か年加速化対策」の概要や、毎年度の関連予算・税制など、政府の取組に関する基本的な資料を掲載している。地域計画については、毎月1回、具体の市区町村名を含め策定状況が更新されており、地方自治体における取組の進展状況を明らかにしている。国土強靱化担当大臣の下に置かれた「ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会」は、令和4年5月までに65回開催され、その資料や議事概要はすべて公開されている。

民間企業・団体向けのものとしては、民間企業等の先導的な取組をまとめた「国土強靱化 民間の取組事例集」や、民間の取組を促進するための国・都道府県の施策集、国土強靱化貢献団体認証（レジリエンス認証）の制度や認証取得企業（令和4年3月末現在で257社）に関する情報などがある。

一般向けには、ポスターやパンフレットの作成・配布や、シンポジウムの開催、ワークショップの開催等が行われている。また、「防災まちづくり・くにづくり学習ワークブック」という小学校高学年向けの学習教材は、全国の学校等に対し既に280万部以上の配布実績がある。

内閣官房のSNSアカウント（Twitter、Facebook）では、これらの情報を随時発信しており、Twitterのフォロワー数は令和4年6月現在で約4万5千人となっている。

さらに、関係府省庁においても、国土強靱化に関する広報・普及啓発の取組が行われている。例えば国土交通省においては、国土強靱化に関する事業を実施する際には、直轄工事だけでなく都道府県や市町村が実施する工事においても、現場の看板等に国土強靱化の関連工事であることを明記するよう協力を依頼している。

また、5か年加速化対策の主要施策の1つである流域治水に関しては、全国109の一級水系等において「流域治水プロジェクト」の策定・公表が行われており、また、「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム」が各地方整備局等において策定・公表されているなど、各担当部局における取組も行われている。

地方自治体においては、国土強靱化の関連事業を推進する際に、事業内容の広報看板等で対策の効果・目的等をわかりやすく周知する取組やそのSNSでの

発信、また、5か年加速化対策において行われる事業の目的や効果等をまとめた動画を作成し、YouTubeで配信するなどの取組も行われている。地域計画の策定に当たっても、家庭や事業者向けのチェックシートの作成・配布、有識者による解説動画の配信など、地方自治体の創意工夫により独自の取組が行われている。

民間企業・団体においては、例えば経済団体等では、国土強靱化に関する委員会を設置し、会員企業の取組を促進し、また広報・普及啓発を行っている事例がある。個別企業においても、国土強靱化に関する商品等について、ホームページやパンフレットで紹介する取組なども行われている。

平成26年には、産・学・官・民が連携して国土強靱化の取組を推進するため、(一社)レジリエンスジャパン推進協議会が設立されており、同協議会は、先進的な取組を行う企業等に対して「ジャパン・レジリエンス・アワード(強靱化大賞)」の授与等を行っている。

#### 4. これまでの取組における課題と改善の方向性

検討会において、これまでの広報・普及啓発活動の課題を分析したところ、以下のような課題が整理された。

- ・これまでの多くの広報・普及啓発活動が、その目的や対象を十分に定義・細分化しないままに実施されており、適切な内容を適切な媒体で発信できていない。
- ・開催されてきたイベント等について、何が議論され、結果としてどのような政策に結び付いたのかが可視化されず、単発の施策で終わっているケースが多い。また、ホームページに情報を掲載しただけにとどまり、効果的に活用されていないものが多い。
- ・関心層には一定程度注目してもらえているが、そもそも国土強靱化の取組を知らない層への働きかけができておらず、取組の広がりには欠けている。

さらに、検討会では、約1000名に対し、国土強靱化の認知度等についてのWebアンケート調査<sup>5</sup>を実施した。その概要は以下のとおりである。

##### ①用語の認知度について

- ・「国土強靱化」という言葉を聞いたことがある人は全体の約32%であった。

---

<sup>5</sup> 国土強靱化の広報・普及啓発活動に関するアンケート(実施主体:内閣官房国土強靱化推進室、実施期間:令和3年11月9日~11日、有効回答数:1048名。)

男性ほど、また年齢層が高いほど認知度が高い傾向がある一方で、個人レベルで国土強靱化に取り組みたいという意欲は女性の方が高かった。

- ・20代～30代では、国土強靱化は20%前後の認知度にとどまったほか、パソコンを持っておらずスマートフォンのみ所有している人の認知度は約12.5%とさらに低かった。

## ②取組推進への認識について

- ・国土強靱化の概念を知っていると答えた人の方が、知らないと答えた人よりも相対的に高い割合で国土強靱化の取組の推進を支持していたが、一方で取組のさらなる推進に消極的な立場を示す人の割合も高くなっていた。
- ・国土強靱化の概念を知っていると答えた人は、国土強靱化の概念に当てはまる取組として「インフラ整備」に関する項目を高い割合で選択していた。一方で、民間企業の事業継続計画（BCP）策定や、地域住民による自助・共助の取組、避難訓練の実施や防災教育等のソフト面の取組は、国土強靱化の取組として認識されている割合が低かった。
- ・国土強靱化の概念の全体像を説明した上で、国が国土強靱化に取り組むことが必要かと質問したところ、9割を超える人が必要であると回答した。

## ③広報・普及啓発の取組について

- ・7割以上の方が、国土強靱化に関する広報・普及啓発活動を1つも知らないと回答した。
- ・20代はTwitterなどSNSでの広報が効果的とする割合が高い一方で、60代以上ではSNSへの評価が低く、ポスターやパンフレットの評価が高いなど、年代により明確な差異が見られた。
- ・これまでの国土強靱化の広報活動のイメージについては、「親しみやすい」という評価が低い傾向があった。
- ・国土強靱化の取組の必要性を訴えるメッセージとしては、家族や個人の視点からのアプローチが効果的であるという回答が多かった。

このアンケート結果も踏まえた、今後の広報・普及啓発活動の改善の方向性は以下の通りである。

### （1）戦略の明確化

戦略の明確化を行うため、どのような対象に対し、どのような順序で、だれが何を行っていくのかを明らかにした戦略を策定する。Webアンケートにおいて、約7割の人が国土強靱化について知らないと回答した一方で、国土

強靱化の概念を正確に理解してもらうことによって、9割を超える割合で取組への賛同を得られた点は重要なポイントであり、国土強靱化の認知度をより高めていく。

## (2) 適切なコンテンツの作成

次に、広報の対象に応じた適切なコンテンツの作成を行う。国土強靱化の取組を知らない層へのアプローチに加えて、既に国土強靱化の内容を知っているという層に対しても、様々な主体の取組の具体的な効果や、ソフト面も含めた取組の広がりなど、より深い理解が得られるよう努めていく。

## (3) 適切な情報伝達手法の選定

その上で、広報の対象とする年代や保有するデバイスなども考慮に入れ、適切な手法・媒体を選定する。特に、スマートフォンのみを保有する層においては約1割の認知度しかないことなどを踏まえた対応を行う。

## (4) 取組主体の役割分担と連携、継続的な取組

国や地方自治体、民間企業・団体など、国土強靱化の取組主体がそれぞれの特徴に応じて役割分担をし、さらに連携して取組を行う。また、国土強靱化に関するイベント等については一時的なもので終わるのではなく、その効果を検証し、継続的に取り組む。

## (5) 具体的なアクションプランの作成とフォローアップ

最後に、それぞれの取組主体が、毎年度の具体的な取組を事前に明らかにし、フォローアップを行うこととし、また、どの程度広報・普及啓発につながったかなどの効果を把握し、PDCAを回して手法等の改善を行っていく。

## 5. 基本方針

4. の改善の方向性を踏まえ、以下の通り、広報戦略の基本方針を定める。

### (1) 国土強靱化の理念や具体的な効果等のわかりやすい発信

- ・「国土強靱化」の理念や考え方を簡潔にわかりやすく、また数多く発信することにより、国土強靱化の推進に関する国民の共感を得る。
- ・特に、Webアンケートによる国土強靱化の認知度が3割程度にとどまることを踏まえ（国民全体ではより認知度が低いとも考えられる）、これまで国土強靱化の取組について認識していない層にも、国土強靱化の取組の具体的

な効果や、国民一人一人の人命や財産、暮らし・生活を守り、地域づくり、まちづくりなどの取組と密接に関わるものであることを認識してもらうための情報発信を行い、幅広い層での認知度の向上を図る。

- ・国土強靱化の取組を考える上で重要な情報である、地域の災害リスクや脆弱性に関する情報等についても、わかりやすく発信を行う。
- ・各種インフラ整備等、ハード事業についてはなるべくその具体的な効果等を示すことが重要であり、目には見えにくい未然に災害を防いだ事例などにも着目し、積極的に情報発信する。
- ・ソフト面の取組も国土強靱化の重要な柱であり、国民一人一人に関わる取組であることを伝え、自分事として認識してもらうよう努める。
- ・その上で、国土強靱化は、国・地域の将来像を見据えて中長期的に取り組むべき課題であることや、まちづくりや地方創生、さらには事前復興等の施策とも連携しながら、今後も継続的・計画的に施策を推進していくことの重要性を訴えていく。

## (2) 受け手の視点に立った情報発信・適切な媒体の活用

- ・これまでの個々の国土強靱化の取組の内容・意義・効果を検証・可視化するとともに、広報の対象を意識した、受け手の視点に立った情報発信を行い、情報を受け取った者の行動変容につながるような効果的な手法を採用する。
- ・対象者の年代や保有するデバイスの傾向なども考慮し、どのようなコンテンツや手法であれば効果的に情報を届けられるのか、それぞれの広報・普及啓発の取組を行う主体が検討を行う。
- ・国土強靱化の取組が人々の注目を集めやすいタイミング（災害発生直後や過去に大きな災害が発生した日時等）をとらえた情報発信を行う。
- ・多様化する社会の中で、社会的影響力の大きいマスメディアに向けた情報発信も重要である。国土強靱化に関するこれまでの報道は、そのハード面の取組やその予算規模に着目して取り上げられることが多かったが、それぞれの取組の具体的な被害軽減効果を示す数字や情報など、取り上げられやすいコンテンツを提供する。加えて、国土強靱化は災害に強い国や地域を目指すための、民間企業や地域住民によるソフト的な取組も含む、一人一人の暮らし・生活に関わる幅広い概念であることを伝えていく。

## (3) 関係機関による主体的・積極的な取組と一層の連携

- ・前述の通り、内閣官房、関係府省庁、民間企業・団体等において、これまでも国土強靱化に関する広報・普及啓発の取組が行われている。これらを有機的に連携させ、その効果を高めることや、取組に一覧性をもたせるこ

とができれば、国民の理解の増進につながると考えられる。

- ・今後の広報・普及啓発の推進に当たっては、共通の目標に向けて、その取組の全体像が把握できるよう、内閣官房が関係府省庁や地方自治体、民間企業・団体等の協力を得ながら、それぞれの取組の一元化・可視化を行う。
- ・さらに、関係府省庁、地方自治体、民間企業・団体等においても、国土強靱化に関するそれぞれの取組の情報を主体的・積極的に発信する。

## 6. 具体的取組

5. の基本方針を踏まえ、国土強靱化に取り組む各主体は、広報・普及啓発に関する以下の具体的な取組を行うとともに、活動を通じて得られた反応や意見・感想を分析し、次なる展開に向けてPDCAを回して手法等の改善を行っていくなど、随時その効果を把握して取組の見直しを行い、受け手の立場に立ったわかりやすく適切な情報発信の強化に努めることとする。

内閣官房は、本戦略に基づく各主体の取組の進捗状況等について検討会に報告し、そのさらなる改善方策について議論を深めるとともに、国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議等において情報共有を行い、関係府省庁間の連携を促進するなど、国土強靱化に関する広報・普及啓発活動の総合調整を行う。

### (1) 内閣官房

内閣官房においては、関係府省庁や地方自治体の協力を得て、今後以下のような広報・普及啓発活動を行っていく。

- ・国土強靱化の取組のうち、災害発生時に実際に効果を発揮した事例（災害を未然に防いだ、被害を軽減したなど）について、関係府省庁の協力を得て、とりまとめ・情報発信を行う。
- ・都道府県ごとに、国土強靱化の取組事例をとりまとめ、毎年公表する。
- ・内閣官房ホームページでの情報発信を強化する。過去の災害の動画のアーカイブや各府省庁の取組等が一覧できるページを作成する。
- ・対象層に伝わるメディアを活用した適切な広報活動を行う。
- ・内閣官房のSNSアカウント(Twitter、Facebook)等での情報発信を強化する。
- ・政府広報によるインターネット広告を活用した情報発信を検討する。
- ・インフォグラフィックスを活用した広報用資料を作成する。
- ・若い年代向けのインフルエンサーの活用、ブログなどのプラットフォーム等、様々な伝達手段・媒体の活用を検討する。
- ・国土強靱化の広報であることが一目で認識できるよう、ハッシュタグ（#国

土強韌化<sup>6)</sup> やロゴマーク等により、広報の取組に一覧性を持たせる。

- ・ 国土強韌化に取り組む民間団体や大学等と連携した広報に取り組む。
- ・ 既にホームページ上に掲載している資料についても、より情報の受け手の視点から見やすくなるように修正を行う。
- ・ これまで国土強韌化について認識していなかった層に向けては、「国土強韌化」や「ナショナル・レジリエンス」というこれまで使用していた表現にこだわらず、「災害に強い地域をつくる国土強韌化」、「気候危機に対応する国土強韌化」など、他の防災関係の用語と組み合わせた表現や、例えば「防災・強韌化」、「災害への強韌化」、「防災まちづくり」など、あえて「国土強韌化」という用語を使わずに、その理念・考え方を伝える表現なども含め、ケースバイケースで適切な用語を選択する。
- ・ あらゆる物事のレジリエンス（強韌性）の向上を目指す取組を行う「強韌化」という用語そのものの普及に努める。
- ・ SDGs を達成するための中長期的な国家戦略である「SDGs 実施指針」の優先課題として「持続可能で強韌な国土と質の高いインフラの整備」「防災・気候変動対策」等が盛り込まれていることも踏まえ、国土強韌化の推進により SDGs の達成に貢献することを説明していく。
- ・ 国土強韌化のポスターのリニューアルを行う。
- ・ 防災教育や、防災に関する人材育成も国土強韌化の重要な取組であり、「防災まちづくり・くにづくり学習ワークブック」の更なる周知・活用を図る。
- ・ 後述の地方自治体の広報・普及啓発の取組について、引き続き「国土強韌化地域計画策定ガイドライン」の作成や出前講座の実施等により、サポートを行う。
- ・ 国土強韌化貢献団体認証（レジリエンス認証）制度について、他の類似の制度等との連携を行うなど、さらなるメリットの拡大やその周知・活用を図る。
- ・ 引き続き、民間企業・団体の国土強韌化に関する取組の知見や情報を把握し、これが適切な形で認識・評価されるような仕組みの検討を行う。

---

<sup>6)</sup> 国土強韌化の「韌」の字には、主に使用される字体が2つあり（「韌」と「韌」。刃の線が突き抜けているか突き抜けていないかの違い）、内閣官房においては基本法において使用されている「韌」を使用している。「#国土強韌化」と「#国土強韌化」では異なるハッシュタグであると認識されることに注意が必要である。

## (2) 関係府省庁

関係府省庁は、国土強靱化の取組に関連する広報・普及啓発活動について、内閣官房と連携し、より効果的な発信に努めることとする。具体的には以下のよう活動に取り組む。

### 【共通して取り組む事項】

- ・関係府省庁が行う国土強靱化に関する取組についてそれぞれの府省庁のホームページに専用のページを設けることや、国土強靱化に関するイベントの開催など、主体的・積極的な広報・普及啓発を行うとともに、内閣官房の提供する資料等も活用しながら、国土強靱化の理念・考え方や5か年加速化対策などの施策等も含め、それぞれの関係業界や地域住民等への周知に努める。
- ・国土強靱化に関する事業で工事等を実施する際には、現場の看板等に国土強靱化の関連工事であることや、5か年加速化対策予算による追加的事業である旨を明記するなど、周知に努める。
- ・国土強靱化年次計画において、具体的に行う広報・普及啓発活動の内容を可能な限り明記する。

### 【関係府省庁ごとの主な取組】

- ①関係府省庁が行う国土強靱化関係事業に関する広報・普及啓発活動
  - ・学校施設の耐震対策、水害、土砂災害対策等の普及・啓発(文部科学省)
  - ・避難所となる学校施設の防災機能の強化等の普及・啓発(文部科学省)
  - ・「国土強靱化対策事例集～強くてしなやかな農業・農村～」の周知(農林水産省)
  - ・「土地改良事業を契機とした農村地域の振興事例集」において、国土強靱化の対策の効果を周知(農林水産省)
  - ・「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」の充実・周知(国土交通省)
  - ・「流域治水プロジェクト」の策定及び進捗状況の「見える化」(国土交通省)
  - ・「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム」の周知(国土交通省)
  - ・令和3年の土砂災害の発生状況とその対応、施設効果事例などをまとめた「令和3年の土砂災害」の策定・公表(国土交通省)
  - ・復興まちづくりのための事前準備の取組の推進(国土交通省)

②民間企業・団体等の国土強靱化を促進するための広報・普及啓発活動

- ・事業継続ガイドラインの周知、BCPの策定促進（内閣府）
- ・金融機関におけるBCPの策定促進（金融庁）
- ・病院における事業継続計画（BCP）の策定促進（厚生労働省）
- ・土地改良施設管理者のBCP策定の必要性についての啓発、「土地改良施設管理者のための業務継続計画（BCP）策定マニュアル」の周知（農林水産省）
- ・「災害に強い施設園芸づくり月間」でのBCPの普及啓発等の施設園芸産地におけるBCPの策定促進（農林水産省）
- ・水産物の一連の生産・流通課程におけるBCPの策定促進（農林水産省）
- ・中小企業による「事業継続力強化計画」及び「連携事業継続力強化計画」の普及啓発・策定支援、好事例の横展開（経済産業省）
- ・災害時における石油製品供給の継続のためのBCPの見直し・実効性向上（経済産業省）
- ・工業用水道事業におけるBCPの策定促進（経済産業省）
- ・貨物鉄道事業者のBCPの深度化の推進（国土交通省）
- ・「ラストマイルにおける円滑な支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」の普及促進等の円滑な支援物資輸送体制の構築（国土交通省）

③国民向けの広報・普及啓発活動

- ・教職員等を対象とした講習会への支援、オンラインコンテンツの作成等の防災教育の充実・促進（文部科学省、内閣府、国土交通省）
- ・「津波防災の日」「世界津波の日」に関する普及啓発イベントの開催等の津波への意識向上のための普及啓発活動（内閣府・外務省）
- ・災害伝承施設の設置（各府省庁）
- ・多様な主体が一堂に会する防災イベント「防災推進国民大会」の開催（内閣府）
- ・防災に関する総合情報サイト「TEAM 防災ジャパン」等を通じた情報発信（内閣府）
- ・「防災・危機管理 e-カレッジ」による防災・危機管理に関する学びの場の提供（総務省）
- ・食品の家庭備蓄の定着に向けて、「災害時に備えた食品ストックガイド」やWebサイト「家庭備蓄ポータル」等を活用した情報発信（農林水産省）
- ・気象防災アドバイザーと連携し地方自治体や住民の防災気象情報等に対する理解促進の取組を推進（国土交通省）

### (3) 地方自治体

- ・地方自治体においては、地域計画を策定する取組自体が、地域住民に対する国土強靱化の広報・普及啓発の重要な要素である。地域計画の策定が昨年度でほぼ一段落したことを踏まえ、地域計画の内容面の充実を図っていくべき段階に入っている。いつまでにどのような事業を行うことにより、災害に備えどのような将来に向けたまちづくりを行っていくのか、5か年加速化対策の策定等も踏まえて検討が行われるべきである。
- ・民間団体（商工会議所、青年会議所等）と連携した取組を行うなど、地域の多様な声を地域計画に反映させ、またわかりやすく周知していくことが望ましい。
- ・各地方自治体が、広報・普及啓発に関して具体的にどのような取組を行うかについて地域計画に位置付けることも効果的である。

### (4) 民間企業・団体

- ・民間企業・団体においては、災害発生時に従業員を守り、また事業継続が図られるよう、事業継続計画（BCP）の策定や、オフィス・工場等の耐震化・水害対策等の取組が行われている。サプライチェーンの強靱化や物流拠点のリダンダンシーの確保等も重要であり、経済安全保障の観点からも取り組むべき課題である。
- ・民間企業・団体と地方自治体との連携も重要であり、災害時の防災協定の締結や、災害時の避難場所の提供、帰宅困難者への一時滞在施設の提供、従業員の地元消防団への参画など、地域社会の一員として、様々な地域貢献の形が考えられる。
- ・広報・普及啓発を推進する観点からは、このような取組も国土強靱化の一環であることが民間企業・団体の側にしっかり認識されることが重要であり、また、国との情報連携を図りながら、民間企業・団体自らその取組を主体的に広報することが望ましい。

### (5) 地域コミュニティ・家庭・個人

- ・地域コミュニティや家庭・個人での取組、いわゆる自助や共助の取組が、災害の被害を減らすために決定的に重要であることは言うまでもない。一人一人が国土強靱化の理念・考え方について理解を深めること、自ら積極的に災害への備えに取り組むこと、さらにその取組を地域において広げていくことが期待される。
- ・個人が国土強靱化への参画意識を持つためには、自らが住む地域の災害リスク（脆弱性）について学習する機会を持つことが効果的であり、地域に

おける住民参加型の取組も有効であると考えられる。

- ・また、各地域における広報・普及啓発の取組は、地区防災計画や個別避難計画等、他の防災関係の諸制度とも適切に連携を図るべきである。

## 7. おわりに

内閣官房では、検討会中間とりまとめを踏まえて、インフォグラフィックスを活用したパンフレット「すすめよう災害に強い国づくり」の作成・公表や、スマートフォン用のバナー広告を活用した情報発信、また SNS での情報発信の拡充等に既に取り組んでいるところである。引き続き、関係府省庁が連携し、災害に強い国づくり・地域づくりの実現のため、国土強靱化の積極的な広報・普及啓発活動に努めるとともに、その効果を把握・検証し、随時活動内容の改善を行っていくこととする。